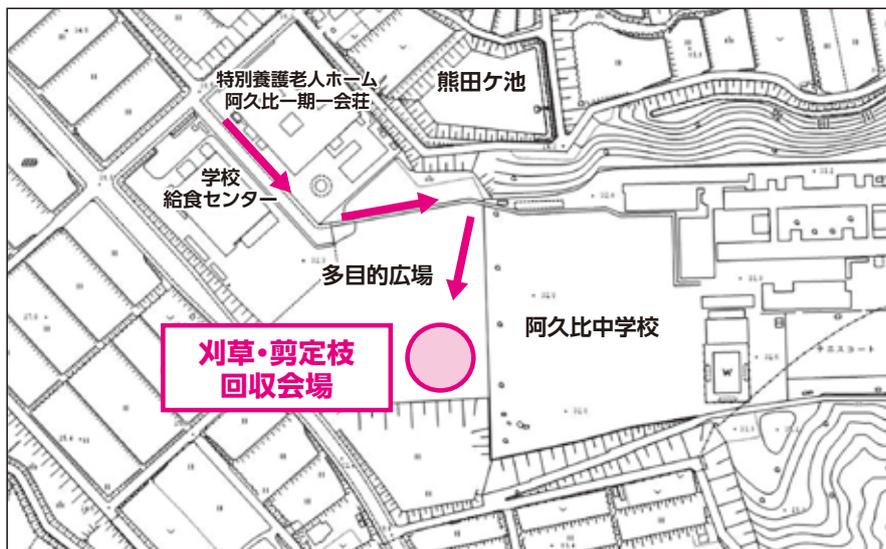


## 刈草・剪定枝を資源として回収をします

刈草・剪定枝の資源化(堆肥化・チップ化)を進めるとともに、燃えるごみの削減を図るため刈草・剪定枝を回収しています。



- 日時** 4月～11月の第2・第4日曜日(ただし10月は第1・第4日曜日)  
12月～3月の第4日曜日(ただし1月は第2日曜日)  
午前8時30分～正午(雨天決行)
- 場所** 阿久比中学校西 多目的広場
- 対象** 家庭や地区の清掃活動などで発生した刈草・剪定枝
- 持込方法** 長さ60センチメートル、太さ5センチメートル以内にして持ち込んでください。  
作業員が立ち会いますので、直接ごみ収集車に入れてください。運搬に使用した袋やひもは取り除いてください。
- 対象外のもの** 農家、庭師などの事業活動によるもの、野菜くず、花類、毒性のある植物、特定外来種など。  
※ ゴミステーションに出す場合は、従来どおり指定可燃ごみ収集袋(大)を巻きつけて、燃えるごみとして出してください。  
※ 個人の方かどうかを確認するため、氏名・住所を確認する場合があります。
- 問い合わせ先** 環境課ごみ対策係 ☎(48)1111(内1228・1229)

## 生ごみ堆肥化装置購入費補助金

生ごみの減量化と有効利用を図るため、生ごみの堆肥化装置の購入費に対して補助金を交付します。

### 補助対象と補助金額

対象	補助金額(1基につき)	補助限度額
コンポスト容器	2分の1	6,000円
EM容器	2分の1	6,000円
キエー口	3分の2	10,000円
処理機	2分の1	20,000円



▲町ホームページ

町内在住の方で一世帯につき容器は2基まで、キエー口と処理機は1基まで。過去に補助を受けた世帯も一定の条件の下、再度補助を受けて買い換えすることができます。

- 申請・問い合わせ先** 環境課ごみ対策係 ☎(48)1111(内1228・1229)

